入 札 説 明 書

この入札説明書は、社会福祉法人恩賜財団済生会経理規程（平成 27 年 4 月 1 日施行）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、済生会福島総合病院が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般条項を定めたものである。

１.発注者（契約権者）　　社会福祉恩賜財団済生会支部福島県済生会
済生会福島総合病院　院長　星野　豊

２.入札に関する事項
買い入れをする物品の名称及び数量は以下のとおり
なお、買い入れをする物品の仕様書等については、別紙仕様書のとおり

1	液体酸素	LGC供給	1㎥あたり	49,420㎥
2	医療用酸素	3.5L型	1本あたり	502本
3	液化窒素	ﾏﾎｰﾋﾞﾝ 5L供給	1本あたり	26本
4	炭酸ガス	2.2Kg	1本あたり	12本

３.入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札公告に示すとおり
なお、公告日から入札日までの期間に、指名停止措置を受けている者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていないので注意すること。

４.入札に参加する者に必要な資格の確認
入札者は上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、済生会福島総合病院《物品購入等》条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第６条第１項に規定する条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第３号様式、以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記５の（１）に示す期限まで提出し、当該資格の確認申請をすること。

5．入札書の提出期限等

（1）資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和6年3月13日（水）　17時00分まで

福島県福島市大森字下原田25番地　済生会福島総合病院 2階 会計課

なお、申請書類は郵送又は持参により提出する

（2）入札書及び入札内訳書の提出期限及び提出場所

受領期限　令和6年3月22日（金）17時00分まで

福島県福島市大森字下原田25番地　済生会福島総合病院 2階 会計課

なお、入札書及び入札内訳書を郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、受領期限まで必着のこと。

（3）開札の日時及び場所（非公開とする）

令和6年3月26日（火）　10時00分

福島県福島市大森字下原田25番地　済生会福島総合病院 2階 会議室

6．入札書及び入札内訳書の提出方法

（1）入札書及び入札内訳書は、実施要領の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「　月　日開札　医療ガスの購入の入札書在中」と朱書し、指定の場所に期限までに提出しなければならない。

（2）入札書には、次の書類を一緒に提出しなければならない。

イ　条件付一般競争入札参加資格確認通知書（実施要領第4号様式）の写し

ロ　委任状（実施要領第7号様式）代理人の名義で入札する場合必ず添付すること。

（3）入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

イ　落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ロ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職、氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ハ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職、氏名の他に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記

載及び押印（委任状に押印したものと同じ印鑑）をすること。

７.入札保証金

入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約を締結しない場合には入札金額の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

８.開札等

（１）開札は、公告及び上記５の（３）で指定する日時及び場所で公開で行う。

（２）開札に先立ち、入札執行者は上記６の（２）で指定する書類の確認を行う。

（３）開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（４）開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札を行う。
再度入札の日時、場所は入札参加者に別途通知する。

（５）再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合は、入札を打ち切り、随意契約に移行する。

９.入札の延期又は取り止め

入札者が連合（談合）し、又は不穏の挙動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取り止めることができる。

１０.契約書等の作成

（１）契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する物品購入契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約書の取り交わしを行うこと。

（２）契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印した時に確定するものとする。

（３）落札者が、上記（１）に定めた期間内に物品購入契約書（案）を提出しない場合は、落札を取消すことができる。

１１.契約条項は、物品購入契約書（案）による。

仕 様 書

令和６年３月

済生会福島総合病院

１.品名・規格

医療用ガス

① 日本薬局方医薬品医療溶液体酸素　純度 99.5%以上　　LGC 供給

② 医療用酸素　　3.5L 容器供給

③ 液化窒素　　マホービン 5L 供給

④ 炭酸ガス　　2.2kg 容器供給

２.納入方法

納入は、原則として契約業者の所有する容器に医療ガスを充填し納入すること。また、当病院職員の指示により、土日、休日、昼夜を問わず納入し、病院業務に支障がないようにすること。当病院所有容器で不足した場合は、すべて契約業者の所有容器を使用すること。

３.納入場所

済生会福島総合病院の各指定場所

４.納入スケジュール等

装置の異常･緊急納入の要請等、当病院からの指示には 24 時間体制で迅速に対応すること。

５.その他

（１）ボンベ交換等は当病院職員の立ち会いのもと行うものとし、確認と検印を得ること。

（２）納入業者仕様ボンベは、高圧ガス保安法に基づく点検済みのボンベを使用し、当該ボンベの法定点検報告書を提出すること。

（３）高圧ガス保安法及び医薬品医療機器等法の関係法令を遵守し、機器の取扱について適切な指導を受けた者を派遣すること。

（４）納入に際し、既設の施設等に損害を与えないように注意すると共に、万が一損害を与えた場合には、当病院職員に連絡すると共に請負者の負担により早急に現状修復を図ること。

（５）納入の都度、直ちに納品書を提出すること。